

事業者のみなさま

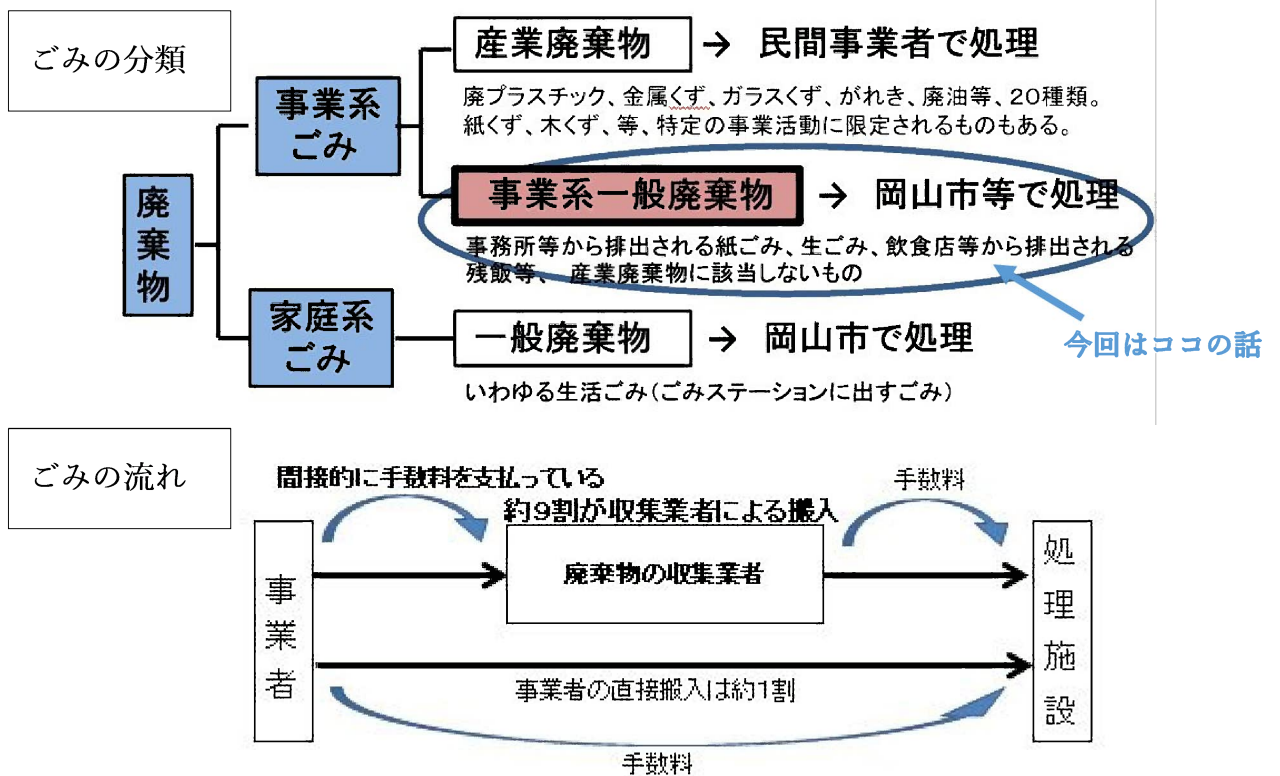
事業系ごみ処理手数料の改定について（お知らせ）

平素より本市の廃棄物行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、いわゆる事業系一般廃棄物を、本市の処理施設で処理する際には、手数料を頂いております。

この度、段階的に当該手数料を改定することとしましたので、お知らせします。

事業者のみなさまには、大変ご迷惑をおかけしますが、改定の主旨をご理解いただき、本市の循環型社会形成に係る取り組みにご協力をお願いいたします。



※既納券をお持ちの場合は、令和2年度中に使い切ってくださいようお願いします。

岡山市環境局環境施設部環境施設課

直通：086-803-1311

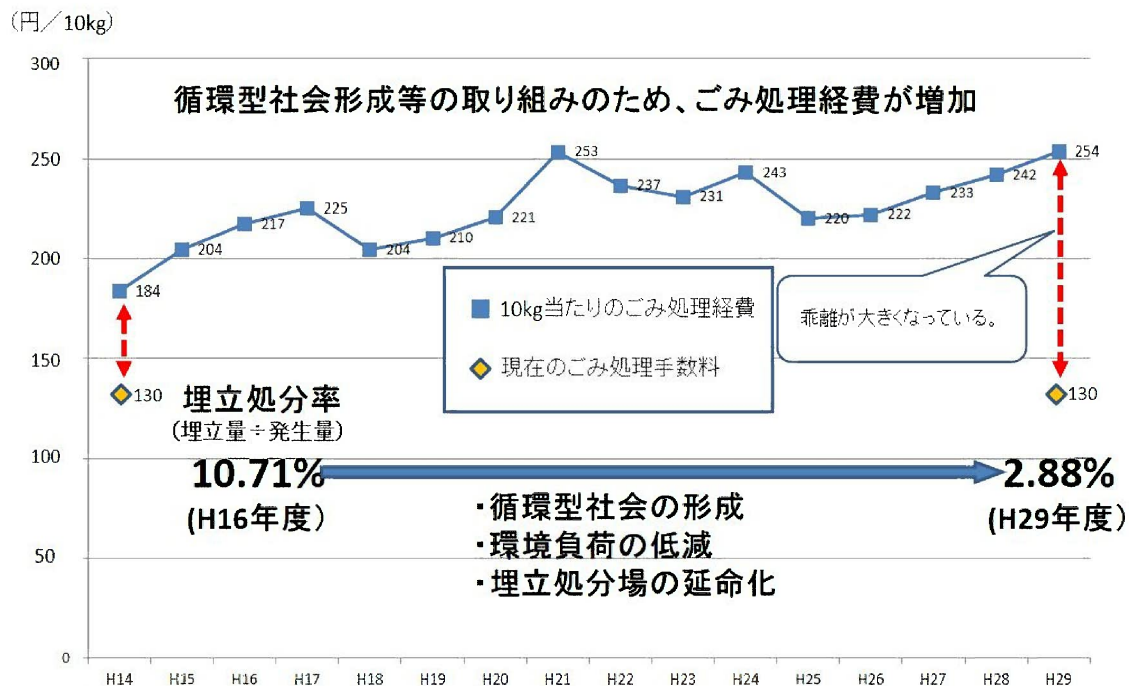
手数料改定の主旨

1. 事業者の責務

【廃棄物処理法第3条第1項】

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2. 循環型社会形成等に伴うごみ処理経費の増加



3. 事業系ごみ処理手数料の改定

【 現 行 】 130円/10kg



【令和3年4月1日】 150円/10kg



【令和5年4月1日】 180円/10kg

事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任で処理しなければなりません。

主旨をご理解のうえ、ごみ処理手数料をご負担くださいますようお願いいたします。

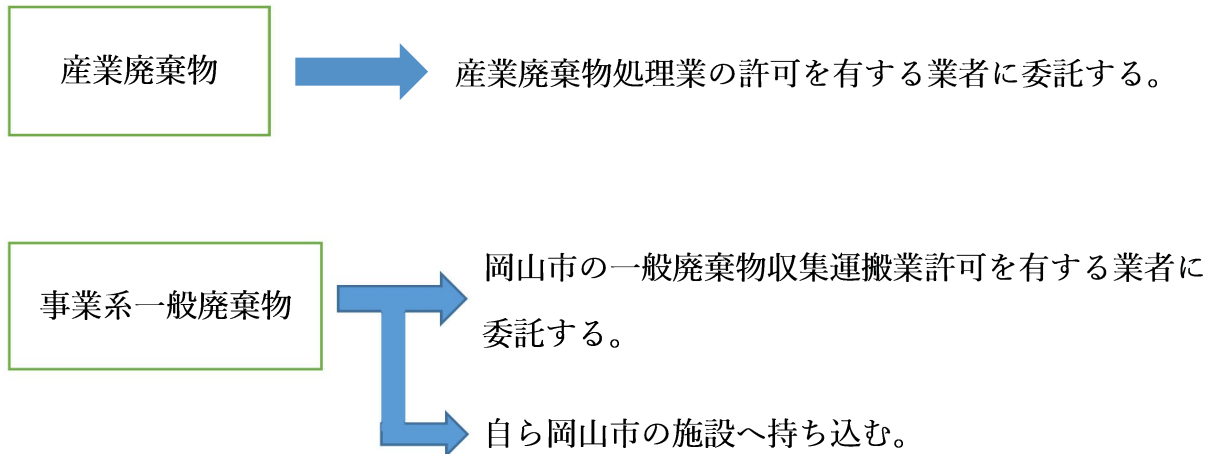
環境局環境施設部環境施設課

直通 086-803-1311

事業系ごみの出し方・分け方

1. ごみステーションには出せません。

産業廃棄物、事業系一般廃棄物いずれも、ごみステーションには出せません。



2. 分別の徹底をお願いします。

資源化可能な紙くずなどが含まれています。

➡ 分別することで、処理費が削減できます。

プラスチックくず（産業廃棄物）が含まれています。

➡ 産業廃棄物を許可無く岡山市の処理施設へ持ち込むことは、廃棄物処理法違反となります。

3. 詳しくは、事業系ごみの分け方・出し方ガイドをご覧ください。

岡山市ホームページからダウンロードできます。

http://www.city.okayama.jp/kankyou/kankyoujigyou/kankyoujigyou_00189.html

環境局環境部環境事業課
直通 086-803-1297,1298,1321
環境局環境部産業廃棄物対策課
直通 086-803-1303,1304